

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人おもと会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人おもと会（以下「本会」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として支給するものをいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等の支給はしない。

- (1) 常勤理事の報酬
- (2) 非常勤役員の報酬
- (3) 評議員の報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は総額 10,000,000 円を超えない範囲とし、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤理事の報酬は別表1に定める額
- 2 非常勤役員に対する報酬額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の報酬等の区分に応じた時期とする。

- (1) 報酬 毎月10日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は職員の給与規程第6条の規定に準じて支給）
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成元年12月23日より施行し、平成元年4月1日より適応する。
この規程は平成13年5月26日より施行する。
この規程は平成15年12月1日より施行する。
この規程は平成25年1月1日より施行する。
この規程は平成29年6月17日より施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）理事

	日当	交通費
理事会等会議への出席	15,035 円	5,000 円
上記の他、理事長が必要と認める会議	15,035 円	5,000 円
業務執行理事が理事長不在時に業務を執行した場合	20,000 円	無

（2）監事

	日当	交通費
監事監査等への出席	15,035 円	5,000 円

別表3（評議員の報酬）

	日当	交通費
評議員会議への出席	15,035 円	5,000 円